

令和8年度地域の脱炭素化を実現する地方公共団体実行計画の在り方に係る調査・支援委託業務
質問回答

NO.	質問	回答
1	<p>採択された場合には昨年、一昨年の報告書をお借りして、その実施内容を確認することは出来ますか。 (昨年度までのデータの推計方法、課題とされている点などを知る必要があるため)</p>	<p>採択事業者については、業務を実施いただくに当たり、過去の報告書閲覧が可能です。</p>
2	<p>本事業ではこれまでの推計値について推計方法を調査し、その適切性を確認すること、また最新のデータをもとにした推計を実施することが求められています。 推計の為には昨年度までの業務で作成されたエクセルシート、データによる計算方法の確認、利用データの確認が必要と思われます。そのため、エクセルシート、計算に利用したデータが利用できるかどうか作業効率の上で重要な点と感じます。採択された際に、これら計算シート（エクセル）は提供されますか。</p>	<p>推計に当たっては、計算の過程に関するものも含め、昨年度までのデータを提供いたします。</p>
3	<p>提案書作成・審査要領において、類似業務は「地方公共団体実行計画に関する業務、環境に配慮した再エネ導入に係る合意形成に関する業務、再エネに係るゾーニング等に関する業務」と記載されていますが、評価基準表では「地方公共団体等の温暖化対策または地域のエネルギー対策に関する業務の実績が2件以上あれば可とし、以降は件数、内容に応じて加点する」とあります。 本業務の仕様内容と照らし合わせれば、類似業務は「地方公共団体実行計画に関する業務、地方公共団体等の温暖化対策または地域のエネルギー対策に関する業務」であり、「地方公共団体実行計画に関する業務、地方公共団体等の温暖化対策または地域のエネルギー対策に関する業務の実績が2件以上あれば可とし、以降は件数、内容に応じて加点する」と理解してよいでしょうか。</p>	<p>提案書作成・審査要領及び評価基準書において、要求要件にある「地方公共団体実行計画に関する業務、環境に配慮した再エネ導入に係る合意形成に関する業務、再エネに係るゾーニング等に関する業務」の記載は例示であり、加点の基準欄にある「地方公共団体実行計画に関する業務、地方公共団体等の温暖化対策または地域のエネルギー対策に関する業務」は実績を加点要素とするか判断する指標（基準）として記載されたものです。 したがって、類似業務は「地方公共団体実行計画に関する業務、地方公共団体等の温暖化対策または地域のエネルギー対策に関する業務」であり、「地方公共団体実行計画に関する業務、地方公共団体等の温暖化対策または地域のエネルギー対策に関する業務の実績が2件以上あれば可とし、以降は件数、内容に応じて加点する」と認識いただいで差し支えありません。</p>